

■特定建設作業の種類および規制基準

特定建設作業の種類	騒音・振動の大きさ	作業時間帯		1日当たりの作業時間		作業期間	作業禁止	実施届出
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域			
<p>くい打機（もんけんを除く）、くい抜機またはくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打ち機をアースオーガーと併用する作業、セメントミルク工法を除く）</p> <p>びょう打機を使用する作業</p> <p>さく岩機を使用する作業（連続的に移動する作業にあっては、1日におけるこの作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）ハンドブレイカー（空気圧、電動）、油圧式、打撃のみを行うブレイカーも該当。</p> <p>空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、原動機の定格出力が15kW以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力源として使用する作業を除く）</p> <p>コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45以上のものに限る）またはアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る）を設けて行う作業</p> <p>バックホウ（低騒音型として環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る）を使用する作業</p> <p>トラクターショベル（低騒音型として環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る）を使用する作業</p> <p>ブルドーザー（低騒音型として環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る）を使用する作業</p> <p>コンクリートカッターを使用する作業（連続的に移動する作業にあっては、1日におけるこの作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）</p>	85 デシベル	7時～19時 ※上越市では8時00分から17時00分を作業時間帯として指導している	6時～22時	10時間／日を超えないこと	14時間／日を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日及びその他の休日	7日前までに届出
<p>くい打機、くい抜機またはくい打くい抜機を使用する作業（もんけん、圧入式くい打くい抜機及びセメントミルク工法を除く。振動バイルドライバ、パイプロハンマーは該当。くい打ち機をアースオーガーと併用する作業も該当）</p> <p>鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業</p> <p>舗装版破砕機を使用する作業</p> <p>ブレイカー（手持式のものを除く）を使用する作業（連続的に移動する作業にあっては、1日におけるこの作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）</p>	75 デシベル	同上	同上	同上	同上	同上	同上	7日前までに届出

※1 騒音及び振動の大きさは、作業の場所の敷地の境界線における値。

※2 第1号区域及び第2号区域について

第1号区域：第1種区域、第2種区域、第3種区域と第4種区域のうち、学校、病院等の敷地の周囲概ね80mの区域

第2号区域：指定区域のうち、第1号区域以外の区域